

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業

共楽園においては、第1号通所事業とし、「通所型サービス」、「通所型短時間サービス」を提供します。

「通所型サービス」

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

「通所型短時間サービス」

四国中央市が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割～3割）を乗じた額とします。

(1) 基本サービス費

①通所型サービス

(単位：円)

区 分	基本料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者・要支援1	16,720 (1ヶ月につき)	1,672	3,344	5,016
要支援2	34,280 (1ヶ月につき)	3,428	6,856	10,284

②通所型短時間サービス

(単位：円)

区 分	基本料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者・要支援1	13,380 (1ヶ月につき)	1,338	2,676	4,014
要支援2	27,420 (1ヶ月につき)	2,742	5,484	8,226

(2) 加算・減算

①加算

項 目	1月あたりの料金	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	36	54
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に2.3%を乗じた額			

②減算

項 目	同一建物減算(1月あたり)	1割	2割	3割
事業対象者・要支援1	-376	-376	-752	-1,128
要支援2	-752	-752	-1,504	-2,256